

平成29年 月 日

千葉県立銚子高等学校長 様

高等学校等就学支援金

（該当する□に印を付けてください。）

<input type="checkbox"/>	受給資格認定申請書（初回時，新規申請者） 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。
<input type="checkbox"/>	辞退届出書 所得制限等に該当するため，今回の就学支援金の申請はしません。※
<input type="checkbox"/>	収入状況届出書（2回目以降，継続認定のための届出） 既に受給資格認定を受けているため，就学支援金の支給に関して，保護者等の収入の状況に関する事項について届け出ます。
<input type="checkbox"/>	受給権放棄届出書 所得制限等に該当するため，所得に関する証明書等は提出せず，就学支援金の受給資格を放棄します。※

※今回辞退届出書または受給権放棄届出書を提出した場合でも，今後必要な時に申請することは可能です。

（次の2つの事項を必ず確認の上，□にレ印を付けてください。）

- この申請書又は届出書の記載内容は，事実に相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し，就学支援金の支給をさせた場合は，不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては，別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	
生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日
		学年		年
生徒の住所	〒			
	都道 府県		市区 町村	
保護者等の連絡先				
生徒が在学する 学校の名称	千葉県立銚子高等学校			

【1. 高等学校等の在学期間について】（受給資格認定申請書の場合のみ記入。収入状況届出書の場合は記入不要です。）

①現在の学校の 在学期間	学校名	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去の学校の 在学期間	学校名	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
 ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業もしくは修了した者
 ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算。）が通算して36月を超えた者
 （ただし，支給停止期間等は含めません。）

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input checked="" type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	---

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。
(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 両親の課税証明書等を添付する場合
		親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
	ア	<input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
②	イ	<input type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
	ウ	<input type="checkbox"/> ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分・・・生徒の健康保険証(写し)を添付 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合 (親権者以外の者が生徒の生計を維持している場合) ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※下記の場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった場合 (離婚・死別、養子縁組 等)
- ・市町村民税所得割の額の変更があった場合 (収入の修正申告や税額の更正決定 等)

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

この制度において収集する、生徒や保護者等の個人情報については、法令等に従い適正に管理します。就学支援金の他に千葉県教育委員会が行う奨学のための給付金事業・学び直し支援金事業に利用させていただきます。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)